



2023.4.26

同族株主に対するみなし贈与の可能性の検討

～非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得する場合～

はじめに

非上場の同族会社が、その少数株主（4頁の「同族株主以外の株主」）から自社株式を買取る場合、配当還元価額（5頁参照）を買取価額とするときがあります。配当還元価額は、例えば純資産価額に基づく株価に比べて低いため、配当還元価額による買取りの結果、買取り前に比べ他の株主（同族株主）の株式の価値は増加し、同族株主に相続税法9条のみなし贈与の問題が生じる可能性があります。

今回は、事例や裁判例に基づき、非上場会社が個人の少数株主から自己株式を取得した場合における、同族株主に対するのみなし贈与課税の可能性について検討したいと思います。

（注）本文で使用している法令通達の略称は以下のとおりです。

所基通...所得税基本通達、法令...法人税法施行令、法基通...法人税基本通達、
相基通...相続税法基本通達、財基通...財産評価基本通達

（例）所基通59-6...所得税基本通達59-6、相基通9-2...相続税法基本通達9-2

【事例】 個人（少数）株主が非上場株式を発行会社に譲渡した場合

事例

X社は、オーナー経営者である甲とその同族関係者がその議決権総数の90%を保有し、残りの10%を同社の従業員や取引先が保有しています。

このたびX社の議決権総数の1%を保有する従業員乙（甲の非同族）が退職することになり、乙は同社株式をX社に譲渡しました。この場合のX社株式の税務上の時価は、発行会社に対する株式の譲渡であることから、所得税法上の時価（注）となり、乙が「同族株主以外の株主」に該当するので、その価額は特例的評価方式（配当還元価額）により計算されます（4頁参照）。

（注）買主であるX社は、自己株式を取得することになりますが、これは資本等取引*に該当するため、原則として自己株式の取得により益金・損金が生じることはありません。よって、X社においては、X社株式の税務上の時価を意識することはありません。

*「資本等取引」とは、法人税法22条第5項で「法人の資本金等の額の増加又は減少を生ずる取引並びに法人が行う利益又は剰余金の分配及び残余財産の分配又は引渡しをいう。」と定められており、自己株式の取得は、前述の「資本金等の額の減少と利益又は剰余金の分配」に当たり（参考：法基通1-5-4）、資本等取引に該当します。

一方、X社は法人税法上の同族会社に該当するため、「乙からの自己株式の買取りが低額譲渡（受）に該当し、相続税法9条により、その個人株主に対する贈与税課税の問題が生じないか」という懸念があります。この点については6頁以降で検討していきます。

個人が非上場株式を法人に譲渡する場合の所得税法上の時価（譲渡価額）の原則

個人が非上場株式を譲渡する場合の税務上の譲渡価額は、所基通23～35共-9（4）に準じて算定した価額によります。具体的には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とされます。

1. 売買実例のあるもの

最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

2. 公開途上にある株式で当該株式の上場又は登録に際して株式の公募等が行われるもの（1に該当するものを除く。）

金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

3. 売買実例のないもので、その株式を発行する法人と事業の種類、規模、収益の状況等の類似する他の法人の株式の価額があるもの

当該価額に比準して推定した価額

4. 1から3までに該当しないもの

権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日における、その株式の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

個人が非上場株式を譲渡する場合の所得税法上の時価（譲渡価額）の特例

前頁の通達4の「1株当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」は、原則として、一定の読み替え等を行うことを条件に、財基通178から189-7までの非上場株式の評価の規定により算定します（所基通59-6。以下「所基通59-6の評価」という）。

所基通59-6の評価において、「同族株主以外の株主の譲渡した株式」は特例的評価方式（配当還元価額）により評価されます（財基通178、188、188-2）。

本問の乙は、X社株式の譲渡直前の議決権数が1%であり、X社は同族株主（甲とその同族関係者）がいる会社に該当することから、「同族株主以外の株主」に該当し、乙が譲渡したX社株式は「同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主等が譲渡した株式」に該当します（同188（1））。
よって、その所得税法上の時価は、配当還元価額となります。

参考

同族株主とは

評価会社（株式の発行会社）の株主のうち、株主の1人およびその同族関係者（その株主の親族等およびその株主とその親族等が支配している一定の会社をいいます。なお「支配」とは、他の会社の発行済株式総数又は議決権総数の50%超を有していることをいいます（法令4③）。）の有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の30%以上（同総数の50%超となる場合は50%超）である場合の、「その株主とその同族関係者」をいいます（所基通59-6により読み替え後の財基通188(1)）。

非上場株式の配当還元価額の評価（特例的評価方式）

非上場株式の配当還元価額は、次の算式により計算します（財基通188-2）。

$$\textcircled{1} \quad \frac{\text{（直前期の年配当金額} + \text{直前々期の年配当金額）}}{2}$$

$$\textcircled{2} \quad \frac{\text{資本金等の額}}{50\text{円}}$$

$$\textcircled{3} \quad \frac{\textcircled{1}}{\textcircled{2}} = \text{1株あたりの年配当金額(2円50銭未満の場合は2円50銭)}$$

$$\textcircled{4} \quad \frac{\textcircled{3}}{10\%} \times \frac{\text{その株式の1株当たりの資本金等の額}}{50\text{円}} = \text{配当還元価額}$$